

平成 2 7 年 度

第 3 回 評 議 員 会 議 案

平成28年 3 月 15 日

一般財団法人 神戸市水道サービス公社

目 次

報 告 事 項

1 平成28年度事業計画及び予算について	2 頁
--------------------------------	-----

(参考資料)

I 会社の概要	9 頁
-------------------	-----

II 一般財団法人神戸市水道サービス公社定款	11 頁
----------------------------------	------

報告事項 1 平成28年度事業計画及び予算について

1. 事業計画

当社は、神戸市内における水道の円滑な利用促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的として昭和40年に設立され、先行管の布設、期間満了メーターの取替、管工事などの事業を実施してきた。

昭和60年に神戸市において市民皆水道が達成されたのを契機に、当社の事業も従来の管工事主体から水道メーターの検針・徴収業務、施設管理など管理的業務に重点を移してきており、平成23年度からは水・インフラ整備に関する国際貢献事業を、平成24年度からは受水槽の適正管理に関しての検査・啓発事業を新たに始めるなど、当社の技術的能力を活用した事業に取り組んでいる。

しかしながら、近年の経済情勢及び神戸市の厳しい財政状況等の影響を受けて、事業の大半を占める神戸市からの受託事業は、業務量及び受託単価の両面において引き下げられてきた。それに加え、メーター検針業務の民間委託の拡大など神戸市において委託業務の見直しが行われ、メーター検針業務に関しては平成25年度に完全に競争性が導入されるに至り、中部センター・垂水センター管内の検針業務は地元企業と当社の共同企業体が落札し、当該業務を担当することとなった。

さらに、平成25年度には、水道局において、神戸市水道サービス公社事業に関するあり方検討委員会が設置され、平成26年2月に「水道サービス公社事業のあり方に関する意見」がとりまとめられた。当社では、同意見書の内容を真摯に受け止め、当社の経営環境の変化と時代の要請に的確に対応できるよう、同意見書において集中改革期間として設定された5年間を計画期間とする新たな中期経営計画（平成26年度～平成30年度）を平成26年9月に策定し、本計画を公社経営改革の道筋として、公民連携の推進、競争性導入への対応、新規事業の開拓及び人材育成などの取り組みを行っている。

既に、その後の競争性の導入に対しては、地元企業と当社の共同企業体が西部センター・垂水センター管内戸建住宅の満了メーター取替業務、東部センター・中部センター管内の満了メーター取替業務を落札したほか、神戸市水の科学博物館の指定管理者公募に対しても、地元企業、地元NPO法人及び当社による共同企業体を結成し応募を行った結果、次期指定管理者に選定され、平成28年4月より当該業務を担当することとなった。

平成28年度は、平成28年10月からの5年間を履行期間とする「西部センター管内の検針業務・未納整理等業務・メーター閉開栓業務を合わせた包括業務」の公募が既に行われており、当社は地元企業と共同企業体を結成し、本件に係る応募手続を完了したところである。

また、期間満了メーター取替業務においては、残る随意契約部分（西部センター・垂水センター管内集合住宅のメーター取替業務）についても競争性が導入される予定である。当社では、こうした業務についても必要な対応を進めていく。

平成28年度予算における当公社の事業収益（売上高）は、期間満了メーターの取替個数の減等により、平成27年度予算比、約6%減の約7億8千万円を見込んでいる。これに対応し、平成28年度においても、業務量に見合った効率的な執行体制の構築、非常勤嘱託職員・高齢嘱託職員の活用など、当公社の経常費用の約7割を占める人件費の削減に努め、あわせて、一層の物件費の削減、業務効率向上策の実施等、徹底した合理化、効率化を推進する。

今後とも、あらゆる経営改善策を積み重ねることにより、神戸市水道事業の効率的な運営を図る上で、一定の役割を担っていく。

(1) 期間満了メーターの取替

計量法により検定有効期間が8年と定められている水道メーターを期限到来前に取り替える。

取替個数 81千個（競争性導入対象含む）

(2) 水道施設の管理

① 水の科学博物館の管理運営

水道事業に関する知識の普及及び啓発を図ることを目的として、歴史的建造物である奥平野旧急速ろ過場上屋に設置された「神戸市水の科学博物館」の管理運営業務を行う。

② 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定の調整・監督業務等を行う。

③ 新港第4突堤共同溝の維持管理

電気、ガス、水道等が共同で占用している「新港第4突堤共同溝」の維持管理を行う。

④ 駐車場の経営

平成26年度からは公社所有用地を活用した事業のみを行う。

駐車可能台数 26台

⑤ その他

淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理業務を行う。

(3) メーター検針・徴収事務

① メーター検針

水道料金・下水道使用料の計算の基礎とするため、2か月毎にメーターの検針を行い、使用水量及び料金を同時に使用者に通知する。

事業量 2,850千件

② 未納整理事務等

納期限が過ぎた未納料金について戸別訪問等により納付を督促し、収入の確保にあたるのと同時に、転宅時の現場精算事務を行う。

事業量 141千件（競争性導入対象含む）

③ その他

不着返送納付書の原因調査及び再配布等を行う。

(4) その他の事業

① 鉛管改良お客様対応業務

宅地内の鉛管の残存状況などを知りたいお客様に対し、個別に状況を調査しその結果をお知らせするほか、水質検査を希望されるお客様への対応等を行う。

② 不断水穿孔工事の監理

不断水穿孔工事の調整・監督業務を行う。

③ 簡易水道施設の採水及び点検

民営簡易水道について水質試験のための採水及び施設点検等を行う。

④ 水・インフラ整備に関する国際貢献

水・インフラ整備の海外展開を志向する地元企業等からの支援要請に基づき、事業計画、施設整備、事業運営、維持管理運営、危機管理等に関するアドバイス、コンサルティング等を行う。

⑤ 受水槽の適正管理等

定期検査の実施推進など受水槽の適正管理とともに直結給水化も含めて啓発活動を行う。

⑥ 集合住宅の漏水修繕等

宅内水まわりの相談窓口として「集合住宅の水回り相談センター」を設置し、集合住宅の漏水修繕、水道設備改修に関するアドバイス・コンサルティング、留守宅巡回サービス等を行う。

⑦ 国内事業体支援

県下の水道事業体が抱える体制縮小・技術継承などの課題に対応するため、事業体の新たなニーズを把握しながら、公社の技術力を活かした業務受託を目指す。

⑧ 浄水場管理

平成30年度以降の浄水場の運転管理業務の受託に必要な実務経験や資格要件を取得するため、浄水場運転管理業務を実施している民間企業への職員派遣や資格取得に向けた取り組みを実施する。

2. 予定損益計算書（予定正味財産増減計算書）

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

（単位：千円）

科 目	公益目的支出 計画関連事業	その他の事業	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業収益	0	782,042	0	782,042
期間満了メーター取替事業収入		183,955		183,955
施設管理事業収入		86,788		86,788
検針・徴収事務事業収入		442,807		442,807
調査・システム管理等事業収入		68,492		68,492
雑収益	0	0	422	422
受取利息			320	320
雑収入			102	102
(2) 経常費用				
事業費	7,028	724,733	0	731,761
期間満了メーター取替事業支出	0	178,071		178,071
施設管理事業支出	6,128	78,566		84,694
検針・徴収事務事業支出	0	395,329		395,329
調査・システム管理等事業支出	900	72,767		73,667
管理費	0	0	50,531	50,531
一般管理費			50,281	50,281
営業外費用			250	250
当期経常増減額	△ 7,028	57,309	△ 50,109	172
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益(特別利益)	0	0	0	0
(2) 経常外費用(特別損失)	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 7,028	57,309	△ 50,109	172
法人税、住民税及び事業税			172	172
当期一般正味財産増減額	△ 7,028	57,309	△ 50,281	0
一般正味財産期首残高				273,824
一般正味財産期末残高				273,824
II 正味財産期末残高				273,824

(参考) 期間損益計算書 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	782,042
期間満了メーター取替事業売上高	183,955
施設管理事業売上高	86,788
検針・徴収事務事業売上高	442,807
調査・システム管理等事業売上高	68,492
売 上 原 価	704,822
売 上 総 利 益	77,220
販売費及び一般管理費	77,220
営 業 利 益	0
営業外収益	422
受 取 利 息	320
雑 収 入	102
営業外費用	250
支 払 利 息	0
雑 支 出	250
経 常 利 益	172
税 引 前 当 期 純 利 益	172
法人税、住民税及び事業税等	172
当 期 純 利 益	0

3. 予定貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	334,492	未払金	67,869
未収金	57,418	未払費用	1,157
貯蔵品	1,000	未払法人税等	172
前払金	1,714	前受金	189
		預り金	333
		賞与引当金	24,134
流動資産合計	394,624	流動負債合計	93,854
2. 固定資産		2. 固定負債	
その他固定資産		預り保証金	290
建物	300	退職給付引当金	135,725
構築物	8,545	固定負債合計	136,015
工具器具備品	19,631	負債合計	229,869
減価償却累計額	△24,912	III 正味財産の部	
土地	10,719	1. 一般正味財産	
電話加入権	1,862	一般正味財産	273,824
敷金保証金	2,424	正味財産合計	273,824
長期性預金	10,000		
投資有価証券	80,500		
固定資産合計	109,069		
資産合計	503,693	負債及び正味財産合計	503,693

(参考資料)

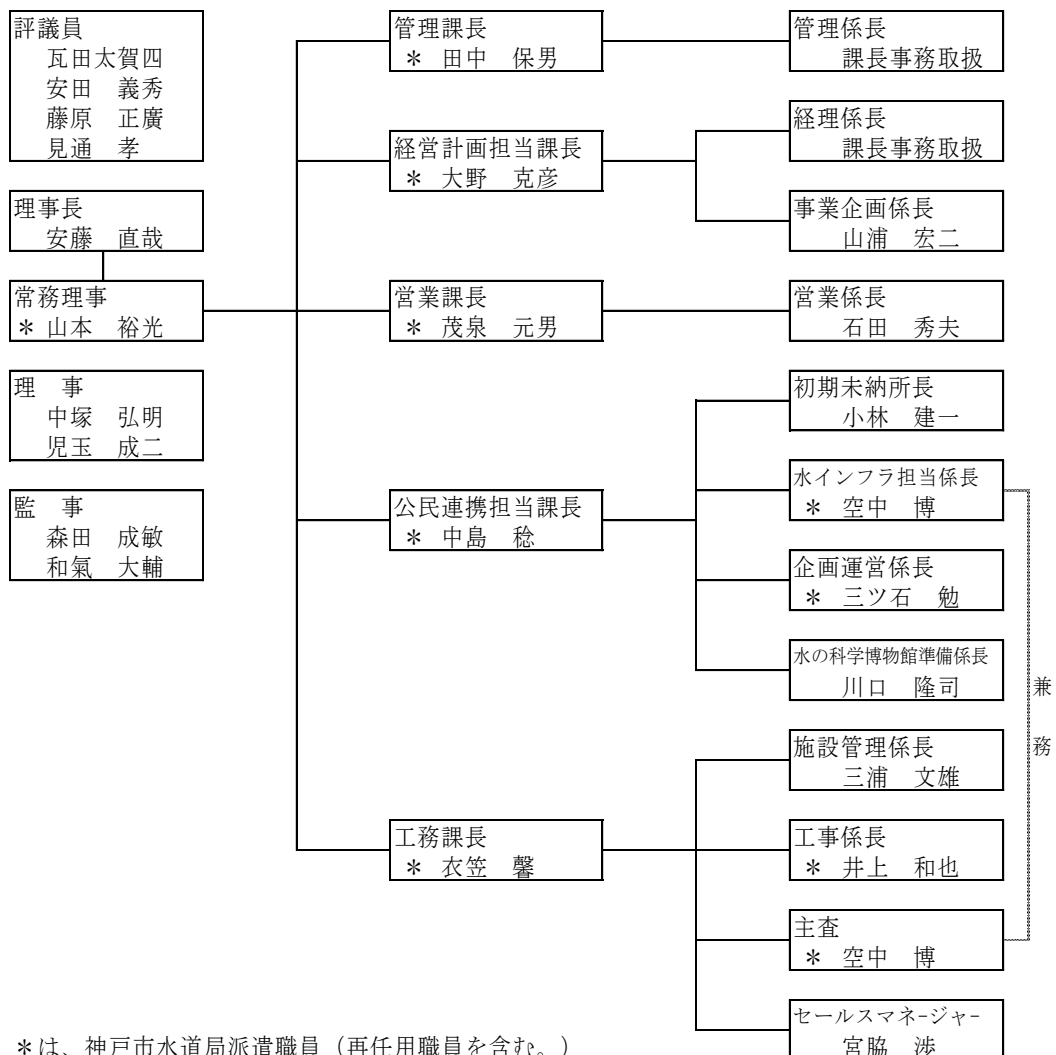
I 会社の概要

1. 名称 一般財団法人 神戸市水道サービス公社
2. 所在地 神戸市須磨区大池町5丁目6番30号
3. 設立年月日
 - 設立許可 昭和40年8月13日
 - 設立登記 昭和40年8月26日
 - 名称変更登記 昭和60年7月22日
 - 名称変更登記 平成25年4月1日

4. 出資金 110,000千円

出資者	出資年度	出資理由	出資額
神戸市	昭和40年度	設立のため	5,000千円
神戸市	昭和46年度	事業量増大に対処するため	5,000千円
神戸市	平成21年度	経営基盤強化のため	100,000千円

5. 機構 (平成28年3月1日現在)



*は、神戸市水道局派遣職員（再任用職員を含む。）

6. 役職員数（常勤）

平成28年3月1日現在（単位：人）

課	区分	常勤 役員	課長級	係長級	事務 職員	技術 職員	嘱託 職員	計
管理課		2(1)	2(2)	1	1	1	3	10(3)
営業課			1(1)	1			40	42(1)
公民連携担当課			1(1)	4(2)	1		1	7(3)
工務課			1(1)	3(1)		11	19	34(2)
計		2(1)	5(5)	9(3)	2	12	63	93(9)

() 内は神戸市水道局派遣職員数で内数（再任用職員を含む。）

II 一般財団法人神戸市水道サービス公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市水道サービス公社（英語名 Kobe Water Service Corporation）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水道事業に関する調査研究
- (2) 住宅団地の受水装置の適正管理啓発及び維持管理業務の受託
- (3) 水道事業の事務、工事及び管理業務の受託
- (4) 簡易水道の経営及び技術相談
- (5) 国内外の水道事業の事業者への技術指導及び助言等
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予定損益計算書等)

第6条 この法人の事業計画書、予定損益計算書及び予定貸借対照表については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控

除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
神田勉，山本裕光，中川欣哉，水口和彦
- 4 この法人の最初の理事長は神田勉，常務理事は山本裕光とする。
- 5 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
和氣大輔